



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>



認証番号
090720

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成 22 年 6 月号

ありがとうございます

知っ得説明会 (6.15) 報告特集

6月15日(火)午後1時20分~3時30分、米子コンベンションセンターにおいて、「服部事務所知っ得情報説明会」を開催しました。

当日は、お忙しい中、雨にもかかわらず、49名の方々に参加いただきました。

おかげさまで、楽しくも意義ある集いになりました。

業務等の都合で参加できなかった方にも、その様子が伝わればと思い、今号は「特集号」としました。



ありがとうございます

はじめに、当事務所代表の服部富子が皆様へ「雨にもかかわらずこのように多くの方が参加されました。ありがとうございました」と謝意を述べました。

職員紹介

各担当について説明しました。当事務所は、社会保険労務士3人、行政書士1人(兼務)が在籍しています。最近外国の経営者・労働者の増加が見られることから、入管申請取次業務を2年前から開始、国際研修協力機構(JITCO)専門講師の業務も本年7月1日から開始します。

労災件数は半減

米子労働基準監督署の西尾署長様の演題は「労働契約と請負契約」「労働災害対策」の2本立て。契約の基本的な性格を分かりやすくお話いただきました。鳥取県で4日以上以上の休業を伴う労災事故が、平成2年には946件でした。それが、平成21年には452件と半減しました。HH(ヒヤリ・ハット)、KY(危険予知)、RA(リスクアセスメント)等の取り組みが進んだことによるなど、といった話は、対策により成果は上がるという、好例です。

3つの事務連絡

当事務所山田一美から下記3つの依頼を行いました。

- ①社会保険算定基礎届(4月から6月までの給料台帳、翌月払いの事業所は3月から5月までの給料台帳。給料計算終了したらすぐに)
- ②扶養調査(7月12日までに)
- ③労働保険料引落日(6月25日)

※ご不明な点がございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

ぜひ加入を

当事務所南雲淳子から「労災保険上乘せ共済」について、説明しました。

労災保険給付の①休業補償②障害補償③死亡補償のそれぞれについてさらに手厚くする労働者保護の共済制度です。安い掛け金、手厚い補償、迅速な支払、手続は当事務所が行います。この機会に加入をご検討ください。

経営者も労働者も法律を知りトラブル防止

当事務所所長服部昭が、「労災事故の実際とその教訓」「事後処理と上乘せ共済の重要性」「請負契約と労働(雇用)契約の明確化でトラブルを防ぐ」「労働契約で大切な3つの場面」などについて、設問も取り入れながら縦横に解説しました。

服部事務所委託の方々には皆賢くなっていたいただいて、私どもはさらに勉強してまたお伝えする、そうして、この困難な時期をご一緒に乗り越えていきましょう。

長年のご愛顧に感謝

最後に、当事務所代表が、今日来られた方はもちろん、来られなかった方を含め、長年の皆様方のご愛顧に感謝の意を表しました。

寄せられた感想より

★服部事務所さんには日ごろからお世話になっているうえに、昨日はためになるお話を聞かせていただき、ありがとうございます。経営が厳しい中ですが、大切なことはしっかり守っていきたくと思いました。

★監督署の署長さんからは雇用契約と請負契約の話を聞きました。服部所長さんの労災の話は具体的でよかったです。知っ得情報はいつも設問形式なので、自分も考えながら参加できています。労働基準法学習会を組

合でもやろうと思います。なかなか人が集まらないので大変ですが。年金のことも関心があるので、また教えてください。

★今一人親方労災保険に特別加入していますが、工事によっては応援に来てもらうことも結構あります。その中には無保険の人もいます。事故が起こったとき、自分は責任持たないよとも言えないと、昨日の先生の話聞いて思いました。相談に伺います。

★3年連続で参加させて頂きました。今回のテーマに合わせて5問ほど質問項目を準備して臨みました。内2問は資料が準備してあり、質問することなく疑問が解けました。

労基署長さんには年休について聞きたいことがありましたが、時間もないようなので、別の機会に譲ることになりました。

さて、所長さんの講演(説明)は、Q&A形式やたとえ話を取り入れ、大変わかりやすかったと思います。特に、飛行機の離陸→水平飛行→着陸を、(入社)→(労働)→(退職)に見立てた説明は、「なるほど」とうならせるほどの説得力があったと思いました。

また、冒頭の民法は、国民(事業主)対国民(従業員)、労安法など強行法規は国対国民(事業主)、という説明も頭にスッと入りやすく、その後の話を楽に聞くことができたと思います。

来年もまた呼んでください。

★あつという間の2時間でした。充実した内容、的確な説明に目からウロコでした。ありがとうございました。御勉強会ですね、本当に。基本は法律。うーん、そうですね、事業主も従業員も、本気で取り組んでいらっしゃるし、出席者の方も質問が出て驚きました。しかも、すごく突っ込んだ質問。南雲さんの説明もわかりやすくて良かったです。

★服部昭先生のお話は、とって勉強になりました。無用なトラブル防止の必要性は痛感しました。飲み物はペットボトルのほうが場所もとらないしカチャカチャ話の途中でうるさくないし、いいと思います。

★実際に起きた労災事故の事例をもとに、事故直後～最後遺族の方々への対応まで、詳しく知ることができて、良かったです。

就業規則、労働条件通知書の必要性が大きいことがよくわかりました。

★労働契約、請負契約の区分については、非常にわかりやすく勉強になりました。

実際の判例を使つての説明は、より身近に感じられ、理解できたように思います。

知っ得問答は、いつも楽しみにしています。有給休暇の買い上げなど、日ごろ実際に問題になるようなことなので、勉強していきたいと思いました。

法律をもっと知っておかないといけないことは、非常によくわかりました。

★この度、妻がパート労働者として、近所の会社に勤めることになりました。契約の話はとってタイムリーで、妻に確認と伝達をしたいと思います。

とても良い学習会でした。コーヒー、ケーキも、ありがとうございました。また参加したいと思います。

★服部先生はお話し上手で、興味深く聞くことができました。機会があればまた参加したいです。ありがとうございました。ごちそうさまでした。

★コーヒー、ケーキご馳走さまでした。年々受講者が多くなり、如何にこの『知っ得説明会』が喜ばれているか、

わかんと思います。是非今後共続けてください。

★色々な例を参照しながらの説明が、大変わかりやすく、とても勉強になりました。このような勉強会へ初めての参加でしたが、また機会があればぜひ参加させて頂きたいと思います。本当にありがとうございました。

★労災事故と労災保険を例に出して、わかりやすく説明していただき、勉強になりました。特に、服部労務士さんが最後に「労働者と会社側双方にとって法律を知ることが大切。両者は、法律をもって、ありとあらゆる事柄を解決しないとイケない」と言われたのが、とても印象的でした。

普段はよい職場づくりを心がけているのですが、空回りすることもあり、本当に、服部労務士さんの言われたように、法律のことも勉強し、労務士さんによく相談しないとわぬトラブルを招くことを再確認しました。そして、トラブルを起こさない為にも、今まで以上に細かく心を配らないとイケないことを考えさせられた1日でした。

お疲れ様でした。今後もこのような会をまたつくってください。



★コーヒーとケーキが出て、場が和んでよかった。毎年勉強になる内容です。「どんな内容を聞きたいか」事前にアンケートをとれば、もっとよくなるかも。

★話をされた事務所の3人は、誰もわかりやすかった。大切な話ばかりだった。年に何回もしてほしいです。

★以前の職場が建設で、安全責任者もしたし、倉吉で講習も受けたことがある。今日の話は、そういうことと関連のある話だった。

★事例が豊富に用意され、身近に感じられ、とてもよかった。雇用契約と請負契約の違いも具体的によくわかった。またお願いします。

★穴埋め形式のプリントが良かった。勉強になりました。また来年もお願いします。

★毎年参加しています。いろんなことをなんでも相談させてもらっています。昨日はありがとうございました。来年も参加します。